



当園ではアスベスト対策として、天井裏囲い込み対策をとっています。

石綿管理基準規程の定期点検報告について

石綿管理基準規程の「定期測定」の「第5条①県条例に基づき12ヶ月に1回の石綿繊維濃度測定を行い、記録簿を保存する」について、平成27年1月11日に測定を行った結果、異常はありませんでした。

石綿定性定量分析結果報告書



<分析結果>

吹付け材は、クリソタイル（白石綿）を（重量）

5.2パーセント含有している。（天井裏）

今後アスベストの管理規定を順守し、安全な幼稚園づくりにまい進いたします。

石綿管理基準規程

〒680-0061

鳥取市立川町5丁目260-6

学校法人 修立幼稚園

(名称)

第1条 この法人は、学校法人修立幼稚園という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、鳥取市立川町5丁目260の6に置く。

(目的)

- 第3条 1 園児、教職員、その他幼稚園の敷地内に立ち入るすべての人の石綿繊維ばく露を防止する。
- 2 石綿繊維を室内に飛散させない。

(定期点検)

- 第4条 1 全園舎を一級建築士と共に目視による点検を行う。
- 2 園長は点検責任者となり毎月天井囲い込み等又地震、台風の後には状況の確認をし損傷を認めた場合には速やかに対処する。

(定期測定)

第5条 1 県条例に基づき12ヶ月に1回の石綿繊維濃度測定を行い記録簿を保存する。

(測定結果及びその評価)

第6条 1 測定結果は、測定値を管理濃度と比較することにより行い、評価に基づく措置は、理事会等において審議し職員等関係者に周知する。

(測定結果の記録)

第7条 1 測定結果には、1 測定日時 2 測定方法 3 測定箇所 4 測定条件
5 測定結果 6 測定を実施した者の名前 7 必要な措置を講じたときにはその措置の概要を記録し、測定結果の評価と共に石綿の場合は40年間保存する。

(工事の際の対応)

- 1 工事の際には、前もって天井裏に石綿含有建材が使われていることを業者に伝え適切な工事方法を指示確認する。

(除去に関すること)

第8条 1 この事実をわきまえ、早期に石綿を撤去することを理事会で決議し撤去計画を策定する。

付則

この管理規程は平成24年9月1日から施行する。

以上

検査方法及び検査した機関、また幼稚園が安全であるとする根拠となる数値・資料の提示

<社団法人 鳥取県産業環境協会>より、以下の回答をいただいております。

—修立幼稚園の検査結果—

①室内環境の石綿粉じん濃度測定

○1回目 測定日時：2012年6月30日

測定機関：社団法人 鳥取県産業環境協会

測定箇所：1階CR-2 (いちご) 室内中央

測定方法：「室内環境等における石綿粉じん濃度測定方法」（社団法人日本石綿協会）

測定結果：石綿繊維は、未検出であった。（0.18 繊維／L 未満）

○ 2 回目 測定日時：2012 年 9 月 23 日

測定機関：社団法人 鳥取県産業環境協会

測定箇所：2 階 C R－10（えほんのへや）室内中央

測定方法：「室内環境等における石綿粉じん濃度測定方法」（社団法人日本石綿協会）

測定結果：石綿繊維は、未検出であった。（0.18 繊維／L 未満）

②目視及び発煙管(スモークテスター)による石綿飛散調査結果

調査日時：2012 年 9 月 23 日

調査機関：社団法人 鳥取県産業環境協会

調査結果：2 階は、天井裏の吹付け材は、囲い込み処理済み。

天井と壁の間は、樹脂でシールされ天井裏の空気の漏れはない。

③吹付け材の定性定量分析

採取日時：2012 年 7 月 7 日

採取した機関：社団法人 鳥取県産業環境協会

採取箇所：2 階 C R－5（きょうざいしつ）天井の梁

2 階 C R－10（えほんのへや）天井の梁

2 か所で採取した試料を合わせて 1 検体とした。

分析機関：公益財団法人 島根県環境保健公社

分析方法：JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」

定性定量分析の結果：クリソタイル（白石綿）を 5.2（重量）％含有

—検査結果に対するコメント—

①石綿を 5.2％含有する吹付け材について

平成 18 年（2006 年）より、石綿を 0.1％以上含有する建築材料が「石綿製品」として規制の対象となりました。現在、石綿製品は製造が禁止されています。

石綿を 5.2％含有する吹付け材は、「石綿製品」に該当します。

⇒ 平成 18 年度以前許容基準の 5％は、平成 18 年度以降 0.1％の基準からみれば、50 倍ということになります。

②天井裏の石綿が保育室で検出されない理由

現在、修立幼稚園のすべての部屋は、石綿含有吹付け材が吹き付けられた梁を天井板で隙間なく覆っています。

石綿障害予防規則第 10 条では、石綿が天井等に吹き付けられた建築物では、当該石綿等の(1)除去、(2)封じ込め、(3)囲い込み 等の措置を講じなければならないと定められています。

天井板で吹付け材を完全に囲っている修立幼稚園の場合は、上記の3つのうち③の「囲い込み」に該当します。

天井裏の「囲い込み」措置によって梁の吹付け材は完全に覆われ、空気の出入りがないため、保育室では石綿繊維は検出されていません。

③空気中の石綿繊維濃度の基準値等について

現在、室内の石綿について、基準濃度は定められていません。
大気中に排出される石綿濃度又は石綿を取り扱う作業場の空気中の石綿濃度については、大気汚染防止法並びに労働安全衛生法（作業環境評価基準）により基準値が定められています。

石綿の各種基準値

準拠する法律等	法に定める基準又は許容濃度	基準値等
大気汚染防止法	大気汚染防止法に定める石綿の「排出基準」（環境省） 石綿を取り扱う事業場の敷地境界線上における上限濃度	10 繊維／ℓ
労働安全衛生法 （作業環境評価基準）	作業環境評価基準に定める石綿の「管理濃度」（厚生労働省） 石綿を取り扱う作業場の作業環境の良否を判断する指標	150 繊維／ℓ
許容濃度	日本産業衛生学会が推奨する「許容濃度」 （労働者が1日8時間、週に40時間ばく露しても健康障害が起きないと考えられる濃度）	150 繊維／ℓ （クリソタイル）

環境省及び各県は、毎年空気中の石綿濃度を測定し、結果を公表しています。
平成24年に発表された、環境省及び鳥取県の大気中の平成23年度の測定結果（抜粋）は、以下の通りです。

環境省 報道発表 平成23年（2011年）度アスベスト大気濃度調査結果（平成24年5月15日発表）

地域分類		平均値（繊維／ℓ）
発生源周辺地域	旧石綿繊維製造事業場等	0.10
	廃棄物処分場等	0.14
	解体現場等（敷地周辺）	0.21
	高速道路及び幹線道路沿線	0.15
バックグラウンド地域	住宅地域	0.10
	商工業地域	0.12
	農業地域	0.18
（参考）排気口等	解体現場（セキュリティゾーン前）	1.2
	解体現場（集じん出口）	0.27

平成 23 年（2011 年）度 鳥取県（衛生環境研究所）の大気中の石綿粉じん濃度調査結果

名称	所在地	調査期間	平均値（繊維／ℓ）
鳥取保健所	鳥取市江津	H23 6,8,12 月 H24 2 月（計 4 回）	0.17～0.63
倉吉保健所	倉吉市東巖城町	H23 6,8,12 月 H24 2 月（計 4 回）	0.29～0.76
米子保健所	米子市東福原	H22 6,8,12 月 H24 2 月（計 4 回）	0.37～0.87

過去には車のブレーキ等に石綿が使用されていたこともあり、また、大気中には鉱物性の繊維が浮遊して完全になくなることはないため、環境省や鳥取県の測定結果では完全に繊維数がゼロになることはありません。

どの場所における濃度も、環境省が定める排出基準値（10 繊維／ℓ）よりも十分低い濃度となっています。

平成 22 年の環境省報道発表資料（平成 21 年度アスベスト大気濃度調査結果について（お知らせ））には、以下の通り記載されています。

「WHO 環境保健クライテリア（EHC 53）：『都市における大気中の石綿濃度は、一般に 1 繊維以下～10 繊維／ℓである。この環境中では、一般住民への石綿曝露による中皮腫及び肺がんのリスクは、検出できないほど低い。すなわち、**実質的には、石綿のリスクはない。**』」

今後の定期的な検査、予定、方法について

—鳥取県産業協会より—

目視により囲い込みの状態を確認するだけでなく、スモークテスター（発煙管：煙を発生させて風の流れを調べる器具）を使用して保育室に天井裏の空気の出入りの有無を確認します。

さらに、年 1 回保育室内の空気中の石綿繊維の飛散の有無を測定します。

石綿環境測定結果報告書(証明書)

学校法人 修立幼稚園 殿

貴事業場より委託を受けた石綿環境測定の結果は、別紙石綿環境測定結果記録表に記載のとおりであることを証明します。

測定を実施した作業環境測定機関

名 称	社団法人 鳥取県産業環境協会				
代表者職氏名	会長 米田 明真				
所 在 地 (TEL, FAX)	鳥取市二階町1丁目221番地 TEL (0857) 29-1154 FAX (0857) 29-2288				
登 録 番 号	3 1 - 6	総合精度管理の参加	平成23年度参加	No.732	
連絡担当作業環境測定士氏名	米田 明真	登録に係る指定作業場の種類	第①②③④⑤		

測定を委託した事業場等

名 称	学校法人 修立幼稚園
所在地 (TEL, FAX)	鳥取市立川町5丁目260-6 TEL (0857) 22-5855 FAX

記

1. 測定を実施した場所の名称及びサンプリング者

名 称	1階 CR-2 (いちご)
所在地 (TEL, FAX)	鳥取市立川町5丁目260-6 TEL (0857) 22-5855 FAX
サンプリング者	社団法人鳥取県産業環境協会 作業環境測定士 谷口広則

2. 測定項目及び測定方法

測定項目: 石綿繊維 [長さ5 μ m以上、長さと幅(直径)の比(アスペクト比)が3:1以上で、幅が3 μ m未満の石綿繊維を計数の対象とする] (単位: 繊維/ℓ)

測定方法: 「室内環境等における石綿粉じん濃度測定方法(社)日本石綿協会」: 昭和63年5月」 準拠

3. 測定年月日

測定年月日	2012年 6月30日 13:35 ~ 15:35
-------	---------------------------

4. 測定結果(今回)

室内中央では石綿繊維は未検出であった。(0.18 繊維/ℓ未満)

5. 過去の測定結果(過去1回分)

測定年月	
[過去の測定結果]	

6. 基準値及び添付資料

- ①法に定められた室内環境中の石綿の基準値はない。
- ②「鳥取県石綿健康被害防止条例」第6条(建築物等の所有者等がとるべき措置等)の「共用部分」の措置の勧告に係る運用指針は「1本/ℓ」を指導の基準としている。(2010.02.01 大気環境課に確認)
- ③添付資料「石綿の基準値【平成23年度石綿粉じん濃度調査の結果について(鳥取県)】」
- ④添付資料「気中石綿繊維の計数値について」

石綿定性定量分析結果報告書

学校法人 修立幼稚園 殿

貴事業場より委託を受けた石綿（クリソタイル・アモサイト・クロシドライト・アンソフィライト・トレモライト・アクチノライト）定性定量分析の結果は、下記のとおりです。

報告書を作成した作業環境測定機関

名 称 代表者職氏名		社団法人 鳥取県産業環境協会 会長 米 田 明 真		
所 在 地 (TEL, FAX)		鳥取市二階町1丁目221番地 TEL (0857) 29-1154 FAX (0857) 29-2288		
登 録 番 号	3 1 - 6	統一精度管理の参加	平成23年度参加	No.732
連絡担当作業環境測定士氏名		米田 明真	登録に係る指定作業場の種類	第①②③④⑤

石綿定性定量分析を委託した事業場等

名 称	学校法人 修立幼稚園
所在地 (TEL, FAX)	鳥取市立川町5丁目260-6 TEL (0857) 22-5855 FAX

記

1. 試料採取場所、所在地、採取・持込日、立会者等

試料採取場所の名称	学校法人 修立幼稚園		
所在地 (TEL, FAX)	鳥取市立川町5丁目260-6 TEL (0857) 22-5855 FAX		
試料採取建築物	学校法人 修立幼稚園		
試 料 の 名 称	吹付け材	採取・持込の別	☒ 採取・持込
採取・持込年月日	採取 2012年7月7日	持 込 者	
採 取 部 位 等	天井・壁・柱・梁・床・外装材・屋根材・ <u>その他</u> (2階天井の梁)		
試 料 採 取 者	(出)鳥取県産業環境協会 谷口広則		
立会者 所属・職・氏名	橋本貞治 様		

2. 試料採取箇所等を決定した理由

立会者と相談の上、採取箇所を決定した。(点検口等がないので、天井ボードを剥がしていただいた箇所で採取)

3. 試料を分析した分析機関及び当該試料の分析結果報告書番号

名 称	公益財団法人 鳥根県環境保健公社	作業環境測定機関登録番号	32-2
所在地 (TEL, FAX)	鳥根県松江市古志原1丁目4番6号 TEL (0852) 24-0031 FAX (0852) 24-0122		
添付報告書番号	検第 2012-086 号		

4. 分析方法

分析方法: JISA 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」に準拠

5. 分析結果

吹付け材は、クリソタイル(白石綿)を(重量) 5.29%含有している。

石綿環境測定結果報告書(証明書)

学校法人 修立幼稚園 殿

貴事業場より委託を受けた石綿環境測定の結果は、別紙石綿環境測定結果記録表に記載のとおりであることを証明します。

測定を実施した作業環境測定機関

名 称	社団法人 鳥取県産業環境協会		
代表者職氏名	会長 米田 明真		
所 在 地 (TEL, FAX)	鳥取市二階町1丁目221番地 TEL (0857) 29-1154 FAX (0857) 29-2288		
登 録 番 号	31-6	総合精度管理の参加	平成23年度参加 No.732
連絡担当作業環境測定士氏名	米田 明真	登録に係る指定作業場の種類	第①②③④⑤

測定を委託した事業場等

名 称	学校法人 修立幼稚園
所在地 (TEL, FAX)	鳥取市立川町5丁目260-6 TEL (0857) 22-5855

記

1. 測定を実施した場所の名称及びサンプリング者

名 称	2階 CR-10 (えほんのへや)
所在地 (TEL, FAX)	鳥取市立川町5丁目260-6 TEL (0857) 22-5855
サンプリング者	社団法人鳥取県産業環境協会 作業環境測定士 谷口広則

2. 測定項目及び測定方法

測定項目: 石綿繊維 [長さ5 μ m以上、長さ×幅(直径)の比(アスペクト比)が3:1以上で、幅が3 μ m未満の石綿繊維を計数の対象とする] (単位: 繊維/ℓ)
測定方法: 「室内環境等における石綿粉じん濃度測定方法」(財団法人日本石綿協会: 昭和63年5月) 準拠

3. 測定年月日

測定年月日	2012年9月23日 10:00 ~ 12:00
-------	--------------------------

4. 測定結果(今回)

室内中央では石綿繊維は未検出であった。(0.18 繊維/ℓ未満)

5. 過去の測定結果(過去1回分)

測定年月	
【過去の測定結果】	

6. 基準値及び添付資料

- ①法に定められた室内環境中の石綿の基準値はない。
- ②「鳥取県石綿健康被害防止条例」第6条(建築物等の所有者等がとるべき措置等)の「共用部分」の措置の勧告に係る運用指針は「1本/ℓ」を指導の基準としている。(2010.02.01 大気環境課に確認)
- ③添付資料「石綿の基準値【平成23年度石綿粉じん濃度調査の結果について(鳥取県)】」
- ④添付資料「気中石綿繊維の計数値について」

石綿環境測定結果報告書(証明書)

学校法人 修立幼稚園 殿

貴事業場より委託を受けた石綿環境測定の結果は、別紙石綿環境測定結果記録表に記載のとおりであることを証明します。

測定を実施した作業環境測定機関

名 称	一般社団法人 鳥取県産業環境協会	
代表者職氏名	会長 米田 明真	
所 在 地 (TEL, FAX)	鳥取市二階町1丁目221番地 TEL (0857) 29-1154 FAX (0857) 29-2288	
登録番号	31-6	総合精度管理の参加 平成24年度参加 №782
連絡担当作業環境測定士氏名	米田 明真	測定に係る測定作業事項の種類 第①②③④⑤

測定を委託した事業場等

名 称	学校法人 修立幼稚園
所在地 (TEL, FAX)	鳥取市立川町5丁目280-6 TEL (0857) 28-6865

記

1. 測定を実施した場所の名称及びサンプリング者

名 称	1階 職員室
所在地 (TEL, FAX)	鳥取市立川町5丁目280-6 TEL (0857) 28-6865
サンプリング者	一般社団法人鳥取県産業環境協会 作業環境測定士 谷口広則

2. 測定項目及び測定方法

測定項目: 石綿繊維 [長さ $5\mu\text{m}$ 以上、長さと幅(直径)の比(アスペクト比)が3:1以上で、幅が $3\mu\text{m}$ 未満の石綿繊維を計数の対象とする] (単位: 繊維/ℓ)

測定方法: 「室内環境等における石綿繊維じん濃度測定方法(財団法人石綿協会) 昭和63年5月」準拠

3. 測定年月日

測定年月日	2014年1月18日 13:00 ~ 15:00
-------	--------------------------

4. 測定結果(今回)

室内中央では石綿繊維は未検出であった。(0.18繊維/ℓ未満)

5. 過去の測定結果(過去1回分)

測定年月	2013年 12月
【過去の測定結果】	
1階及び2階便所の測定では、いずれも石綿繊維は未検出であった。(0.18繊維/ℓ未満)	

6. 基準値及び添付資料

①法に定められた室内環境中の石綿の基準値はない。

②「鳥取県石綿健康被害防止条例」第8条(建築物等の所有者等がとるべき措置等)の「共用部分」の措置の勧告に係る運用指針は「1本/ℓ」を指針の基準としている。(2010.02.01 大気環境課に設置)

③添付資料「石綿の基準値【平成24年度石綿繊維じん濃度調査の結果について(鳥取県)】」

④添付資料「空中石綿繊維の計数値について」